

市町村認知症施策推進計画

・「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和5年法律第65号）第12条及び第13条において規定

(都道府県認知症施策推進計画)

第十二条 1、2（略）

- 3 都道府県は、都道府県計画の案を作成しようとするときは、**あらかじめ、認知症の人及び家族等の意見を聴く**よう努めなければならない。
- 4 都道府県は、都道府県計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表するよう努めなければならない。
- 5 都道府県は、適時に、都道府県計画に基づいて実施する施策の実施状況の評価を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表するよう努めなければならない。
- 6、7（略）

(市町村認知症施策推進計画)

第十三条 **市町村は、**基本計画及び都道府県計画を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画を**策定するよう努めなければならない。**

- 2 市町村計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する**市町村老人福祉計画**、介護保険法第百七条第一項に規定する**市町村介護保険事業計画**その他の法令の規定による計画であって認知症施策に関連する事項を定めるものと**調和が保たれたもの**でなければならない。
- 3 前条第三項から第七項までの規定は、市町村計画について準用する。

推進計画の策定に係る検討の方向性

前提となる調査・検討

- 他自治体の動向について、引き続き状況調査
- 本市の認知症施策の現状分析及び課題整理
- 認知症当事者等の意見聴取の実施方法の検討
- 推進計画の策定タイミング等の検討



計画の必要性と位置づけの検討

- 単独策定型
- 介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画に包含型
- 施策の整理・推進型（計画策定しない）

めざす姿

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症基本法の基本理念等に基づき各施策を効果的に展開する。

あきる野市における主な認知症施策と令和6年度の実績

【市・高齢者支援課】

- ▼「認知症地域支援推進員」配置 → 1人
- ▼認知症予防教室の実施 → 年3コース（1コース全12回・約3か月）
- ▼高齢者在宅サービスセンターにおける認知症カフェの実施 → センターの開館日は毎日開催
- ▼認知症家族の会への補助の実施 → 認知症カフェ運営事業への補助
- ▼認知症高齢者等位置情報探索サービス事業 → 登録者数17人（令和7年3月31日現在）

【地域包括支援センター】

- ▼認知症初期集中支援チーム設置 → 対象者9人（令和6年度実績）
- ▼認知症サポーター養成講座の実施 → 1,113人（令和6年度養成者数）
- ▼認知症家族の会への支援 → 月1回の訪問による相談支援

課題・対応事項

課題

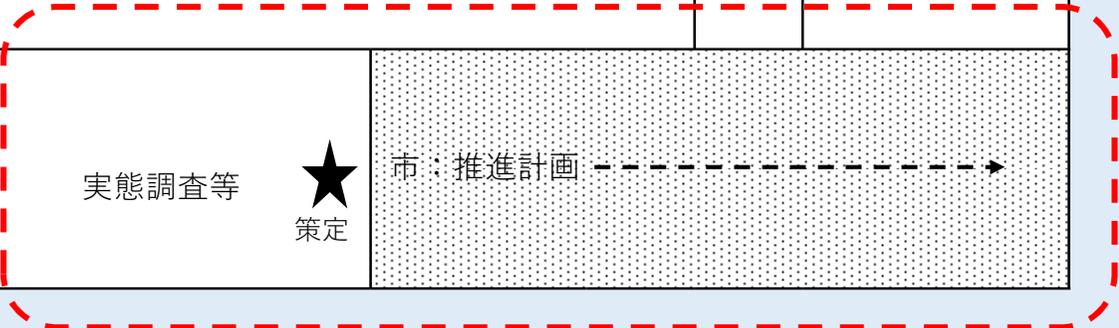
- 各事業を利用するに当たっての入口と各事業の横のつながりの整理が不十分
- 認知症サポーターの活躍の場や、家族の会等との連携が不十分
- 市と地域包括支援センターにおける認知症施策に関連した連携が不十分

対応事項

- 各事業の役割や面的な事業体系の整理が必要
- 各施策の効果検証や、広報、連携体制の構築の検討が必要
- 役割の整理、認知症地域支援推進員のセンターへの配置が必要

想定される検討スケジュール

	R7 (介護保険推進委員会)	R7/R8 (介護保険計画策定委員会)	R9	R10	R11	R12	~
あきる野市 介護保険事業計画・高齢 者保健福祉計画の期間	← 9期計画 →		← 10期計画 →			← 11期計画 →	
認知症施策推進基本計画 の期間	← 国：基本計画 →						
	← 都：推進計画 →						
	調査分析	★ 策定・必要性 の検討	実態調査等	★ 策定	市：推進計画		



推進計画を策定とした場合の想定スケジュール

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ **認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進**

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

2.基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、**基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。**
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する**正しい知識**及び認知症の人に関する**正しい理解**を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で**障壁**となるものを**除去**することにより、全ての認知症の人が、**社会の対等な構成員**として、**地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができる**とともに、自己に直接関係する事項に関して**意見を表明する機会**及び社会のあらゆる分野における活動に**参画する機会**の確保を通じて**その個性と能力を十分に発揮**することができる。
- ④ 認知症の人の**意向を十分に尊重**しつつ、**良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービス**が切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が**地域において安心して日常生活を営むことができる。**
- ⑥ **共生社会の実現に資する研究等を推進**するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る**予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法**、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための**社会参加の在り方**及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる**社会環境の整備**その他の事項に関する科学的知見に基づく**研究等の成果**を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の**各関連分野**における**総合的な取組**として行われる。

3.国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、**基本理念**にのっとり、認知症施策を**策定・実施する責務**を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する**正しい知識**及び認知症の人に関する**正しい理解**を深め、共生社会の実現に**寄与**するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な**法制上又は財政上の措置**その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

4.認知症施策推進基本計画等

政府は、**認知症施策推進基本計画**を策定（認知症の人及び家族等により構成される**関係者会議**の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ**都道府県計画・市町村計画**を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

5. 基本的施策

①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】

国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策

②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】

- ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
- ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策

③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】

- ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
- ・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策

④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】

認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策

⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】

- ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
- ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
- ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策

⑥【相談体制の整備等】

- ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
- ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策

⑦【研究等の推進等】

- ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及 等
- ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用 等

⑧【認知症の予防等】

- ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
- ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策

※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

6. 認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする**認知症施策推進本部**を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、**認知症の人及び家族等**により構成される**関係者会議**を設置し、意見を聴く。

※ 施行期日等：公布の日から起算して1年を超えない範囲内で施行、施行後5年を目途とした検討